

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月2日(月)午後1時30分から午後2時11分
2. 開催場所 宇和島市役所 2階大会議室
3. 出席委員 (44名)

会長 6番 小林 輝彦  
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 2番  | 氏原 邦弘 | 3番  | 大塚 武司  |
| 4番  | 岡田 久史 | 5番  | 河野 行雄  |
| 7番  | 清家 茂  | 8番  | 清家 多美雄 |
| 9番  | 清家 行範 | 10番 | 高木 常樹  |
| 11番 | 高田 博明 | 12番 | 武川 豊茂  |
| 13番 | 竹葉 邦政 | 14番 | 玉木 邦英  |
| 15番 | 西田 正枝 | 16番 | 濱田 金治  |
| 17番 | 平松 和男 | 18番 | 福岡 正彦  |
| 19番 | 藤岡 功  | 21番 | 山口 一光  |
| 22番 | 山口 義幸 | 23番 | 山本 義広  |
| 24番 | 和田 恵子 |     |        |

## 最適化推進委員

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 赤松 聡   | 2番  | 井上 和久  |
| 3番  | 小笠原 梅義 | 4番  | 木村 繁一  |
| 5番  | 清家 宏   | 6番  | 瀧水 朝男  |
| 8番  | 永井 一洋  | 9番  | 樋口 秀雄  |
| 10番 | 兵頭 高広  | 11番 | 兵頭 三千雄 |
| 12番 | 平山 源一郎 | 13番 | 廣見 正信  |
| 14番 | 藤井 万一郎 | 15番 | 細川 一男  |
| 16番 | 堀田 善春  | 17番 | 松下 雅子  |
| 18番 | 丸山 哲史  | 20番 | 安岡 賢司  |
| 21番 | 山口 兼史  | 22番 | 山本 一也  |
| 23番 | 吉見 一弥  |     |        |

4. 欠席委員 (3名)

農業委員 20番 松本 高秋

最適化推進委員 7番 谷口 貴 19番 森岡 八重子

5. 議事日程  
議事録署名委員の指名

23番 山本 義広 24番 和田 恵子

|       |  |
|-------|--|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について                                      |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について                         |
| 報告第3号 | 諸証明について  |
| 報告第4号 | 農地転用確認交付申請書について  |
| 報告第5号 | 農地法第5条許可（令和元年7月定例総会分）について<br>（令和元年7月13日～令和元年8月15日までの事務局処理事案） |

|       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請承認について                              |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請承認について                              |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請承認について                              |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による<br>宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について |

#### 6. 農業委員会事務局職員

|      |       |         |        |
|------|-------|---------|--------|
| 事務局長 | 宮尾 義文 | 次長兼管理係長 | 今西 愛典  |
| 農地係長 | 濱田 英樹 | 専門員     | 境本 博佳  |
| 主 査  | 中川 弘徳 | 臨 時     | 山本 真由実 |

#### 7. 産業経済部職員

農林課課長 和田 恵朗

#### 8. 会議の概要

《宮尾局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員23名、農地利用最適化推進委員21名であります。定足数に達しておりますので、令和元年9月定例総会を開会いたします

《宮尾局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めまして、こんにちは。大変長い秋雨というよりは夏の名残の雨が長々と続いた感じでございますが、やっと天気も定まりつつあるんじゃないかなと思います。そういう中で稲刈り、防除、摘果等大変忙しい中、出席賜り誠にありがとうございます。

7月の当初から利用状況調査、各地区の農業委員さん、最適化推進委員さん、または協力委員さんに出てもらった地区もあると思いますが、大変暑い中、後半戦は雨の中やっていたいただき誠にありがとうございます。地元の事なので、しっかりと地元の園地を見る機会もあったんじゃないかなと思います。

私が申すまでもなく各地区高齢化、若手の不在、後継者不足、そういう問題が急速に進展しておりますので各地区の園地もそれに沿ったような形になっていっているのではないかなと心配もしますし、これからどうしていかなければいけないかという問題点も見えてきたのではないかなと思います。

さし当たっては心配な園地につきましては意向調査に移ります。園主さんの意向を聞いていただきまして、それで集約をしていただきまして集積できる農地は若手に集積していく。そして隣近所で作れる人が居ればなるべく集積をしていただけたらと考えておりますので、最後までよろしく願いしたらと思います。

それから先だって吉田公民館で柑橘シンポジウム、愛媛大学のサテライト、みかん研究所に設置されておりますけれども、その報告を兼ねてのシンポジウムがありました。柑橘関係者の方が大変多くみえられていたんじゃないかなと考えます。愛媛大学の新居浜と久万高原そして愛南、そして今度、吉田のみかん研究所の所で産官学が、共通の課題の中で色々な方向からそれぞれの立場で研究し合い、そして次なる目標を定めていく。そして一つ一つそれがクリアできるようにやっていく、またそれが現場で生きていくような方向性を見出していくという取り組みでございます。現場なくして前に向いていくものではないような感じなので、今回のサテライトに関しましても災害だけではございません。流通、6次産業、色々な方面の各研究をされている人達によって作り出されているものでございます。どうも話しを聞いて居ても大変興味がある分野が多々ありますので、これから皆さんできる限りこういうシンポジウム、それから現場でもみかん研究所も出られておりますので、どんどんと現場の方を訪れて交流していただけたらと考えておりますのでよろしく願いしたらと思います。

また基礎研究も、私達の時代とガラリと変わっています。分子系DNA、そういう所までできております。黒点病に関しましても二つの菌があるそうでございます。そこら辺の研究も分子レベル、DNAの世界に入ってきておりますので、どういう形でこれから進んでいくかは僕にもちょっと見当もつかないのですが、まあ違った形で防除体系なり栽培体系が生み出されていくのではないかなと期待する中で自然と向き合っている私達なので、これは本当に良いのかなと思う点もありますが、かなり変わった形でこの南予の急傾斜地の柑橘栽培の体系も取り組まれていくのではないかなと考えております。吉田地区は若い後継者も居ります。津島、宇和島、三間も居ります。そこら辺の若手の人らが横の繋がりをしっかりと持って、こういう活動をベースにしっかりと新しい取り組みをやって行けたら良いのではないかなと、考える次第でございます。

また愛媛大の方でもかなり積極的に各分野、労働不足等の事に対しましても、かなり積極的に意見を述べられておりましたので、各方面、農協それから行政サイドもかなり積極的に取り組んでいったら良いのではないかなと思います。

そういう関連で、かなり周りは色々な方面の協力もありますし、そういう形で環境も少しずつ良い方向に向かっていっておりますので、農業委員の皆様もそれに遅れないよ

うな感じで、情報を収集しながらやっていっていただけたらと思いますので、よろしく  
お願いしたらと思います。

また大変忙しいので早速協議に入りたいと思うのですが、3条、4条、5条、今回協  
議事項が出ております。よろしく申し上げます。以上で挨拶に代えさせていただきます。  
それでは欠席報告をお願いします。

《今西次長》

はい。松本農業委員、谷口推進委員、森岡推進委員が所用のため欠席でございます。  
以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名  
人に山本義広委員、和田委員を指名いたします。

それではまず報告第1号から第5号までを議題といたします。事務局より説明をお願  
いします。

《今西次長》

(報告第1号から第5号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、今西次長より報告第1号から第5号までの報告がありました。  
どなたかご質問等ないでしょうか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題と  
いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布  
の調査書のとおりであります。3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを  
満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。  
よろしく申し上げます。

《安岡委員》

失礼いたします。松本委員が欠席ですので、代わりまして私が説明します。

42番について説明いたします。譲受人の〇〇〇〇さんは大変熱心に農業をされておられます。以前、賃貸借権で耕作していたものを今回は譲渡人の△△△△さんと話ができまして所有権移転となりましたので何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

43番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子であります。□□□□さんは真面目に農業をされており何ら問題ないと思います。

《清家宏委員》

44番、45番についてご説明します。

44番、〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子であります。□□□□さんは新規就農者としてやっておりますが、経営拡大したいという事でお父さんから譲り受けるものでございます。何ら問題ないと思います。

45番、〇〇〇〇さんと△△△△さんですが□□□□さんは松山に居られます。お母さんが住んでおられた宅地に隣接した畑でございます。この宅地を◇◇◇◇さんが購入されましてそれに付いているような畑でございますので〇〇〇〇さんが購入するものであります。何ら問題はないと思います。

《井上委員》

失礼いたします。46番についてご説明いたします。貸出人の〇〇〇〇さんは柿を栽培されていたのですが、体調不良で今回新規就農される△△△△さんに賃貸借契約を結んでするようになりました。□□□□さんは柑橘を中心に栽培をしていこうという事でございます。年齢が若くはないですが熱意のある方でした。新規就農という事で現地確認の方も私は事務局と26日に、会長の方は29日に確認しております。

現在綺麗に整備された柿畑です。今後、地区は私の地区ではなく隣の地区なのですが、確認をしていこうと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われる農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員です。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。  
続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武川委員》

失礼いたします。5番について説明いたします。

申請人の〇〇〇〇さんは現在、路地奥に住宅がありバリアフリーの住宅をここに新しく建築するものであります。現在は申請地には古い倉庫がありますが、それに関しては始末書が提出されております。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員です。よって議案第2号は原案のとおり許可することと決定いたします。  
続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《井上委員》

失礼します。17番についてご説明申し上げます。

この案件は、親から相続をした土地に家を建てたら、間違えて他人の農地を取り込んでしまったという案件でございます。〇〇〇〇さんが相続をした農地の隣に△△△△さんの田んぼを取り込んで家を建ててしまったという案件です。始末書も提出されております。建っている場所も地図を見たら分かるのですが、国道からちょっと入った所でございます。

地目は田という事で水利組合の同意がいるのですが、現在水利組合がございませんので農業委員が代わりに判子をつくという事になっておりますので、私の方で確認してついております。私と事務局とで26日に、会長、代行、他の方は29日に現地確認をしております。始末書も出ておりますし、近隣に農地もございませんので問題はないと思います。

《清家宏委員》

18番についてご説明します。

29日に会長、代行、事務局の方に来てもらいまして現地確認をいたしております。〇〇〇〇さんは去年の水害で家を全部やられまして、今現在砂防ダムができない事には家を建てる事ができないという状態でございますので、住む所がなく土地を探しておりましたが、ここを譲り受けたいという事です。

水害による代替でございます、何ら問題はないと思います。

《山口一光委員》

19番について説明します。この農地は耕作放棄地で雑草が生い茂っていた農地であります。所有者も耕作せずずっとほったらかしていた土地なのですが、〇〇〇〇の太陽光の設置を希望する方と話ができて、現地も見に行った訳なのですが、写真の手前が南で向こうが北で、太陽光を設置しても近隣の住居には影響はありません。手前の道路は県道であります。そういう事で会長他で現地を見に行った訳なのですが、ただ私個人といたしましては、△△△△の方に所有権が移るという事に対してはちょっと私としましては疑問が生じる訳なのですが、近隣の人達に影響はないし、農地にも影響がないという事です。近隣も全部太陽光にする様な意向のようですので仕方ないかなと思います。

《 会 長 》

只今、担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員です。よって議案第3号について原案とお承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和  
島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項  
の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。  
よろしくをお願いします。

《細川一男委員》

失礼します。98番について説明いたします。〇〇〇〇さんに電話で確認をした所、  
△△△△さんは隣でございまして、□□□□さんは〇〇〇〇に居られ、親御さんは△  
△△△の方に行って家は誰もいない状態でございます、更新手続きで話しをしまし  
たら続けてやってくれという事で、◇◇◇◇さんの方も田んぼを遊ばしたら駄目にな  
るので、体の動く限り田んぼを作るという事で話がまとまりました。更新ですので問  
題ないと思います。

《岡田委員》

99番について説明いたします。谷口委員欠席のため私が代わって説明いたします。  
〇〇〇〇さんは高齢のため耕作者を探しておられました所、近くで種苗を行なって  
おられます△△△△さんが耕作をするという事で話がまとまりました。  
□□□□さんは農地所有適格法人であり問題ないと思います。

《廣見委員》

100番、101番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さん、□□  
□□さんは賃貸借権の更新であります。◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでお  
られ何ら問題ないと思います。

《和田委員》

102番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは農業委員をされている△△△  
△さんであります。熱心に農業をされておられます。更新でありますので何ら問題な  
いと思います。

《小林委員》

失礼いたします。103番から107番の案件について説明いたします。この案件は中間管理機構を活用した貸借でございます。貸出人は三間町〇〇〇〇に農地を持たれている方5名、9筆、約2.1ヘクタールです。借人は△△△△で中間管理権を取得する目的です。機構からの借受者も決定しておりますので問題ないと思います。

借受者は三間町在住の□□□□君で、若手の担い手として有望な方だということでございます。平成29年度に愛媛県の担い手農地利用集積支援事業を利用して、野菜の移植機を購入し、その際に成果目標として、中間管理機構を利用しての経営拡大を目標に掲げていました。今回こういう形で貸借がまとまりました。来月には機構から借受者への農地利用配分計画案が提出されるという事でございます。

《堀田委員》

108番について説明いたします。受人の〇〇〇〇さんは酪農家でございます、近所の△△△△さんは農業をしておられません。これも更新でございます。田でございますが飼料作物を植えるという事で利用されておられます。反当は玄米60kgという事で賃貸借権の更新でございます。

《高木委員》

109番について説明いたします。更新であります。設定を受ける〇〇〇〇さんは熱心に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作をするという事で問題ありません。

《安岡委員》

110番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは大変熱心に農業をされておられて、規模拡大を図っておりました所、丁度近くの田んぼの△△△△さんがこちらには居られず耕作ができないという事で、今回話がまとまり賃貸借権設定しております。何ら問題ないと思います。

《山本義広委員》

111番について説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢のため農業を縮小したいという事で、△△△△さんは若手の専業農家として頑張っておられ何ら問題ないと思います。

《松下委員》

失礼します。112番を説明いたします。〇〇〇〇さんは△△△△なのですが、□□□□の方に住んでおられて、〇〇〇〇君が土地を作っておられて何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

113番、114番についてご説明いたします。

113番の〇〇〇〇さんは体調を壊しまして耕作ができないという事で、近所の△

△△△さんに賃貸借権設定をしたものです。□□□□君は若くて真面目に農業をされておられます。何ら問題ないと思います。

114番の○○○○さんと△△△△さんは親戚関係でございます。□□□□さんは高齢で規模縮小したいという事で、今回、◇◇◇◇さんに賃貸借権設定をしたものです。○○○○さんも真面目に農業をされており何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、大塚委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 大 塚 委 員 退 席 ・・・・・・・・

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）が出ております。計画を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

大塚委員の入室を認めます。

・・・・・・・・ 大 塚 委 員 着 席 ・・・・・・・・

以上で令和元年9月定例総会の議案を終了させていただきます。